

水道メーターの位置変更工事に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市水道事業給水条例施行規程第22条の2第2項及び第3項の規定に基づき、豊中市上下水道局(以下「上下水道局」という。)が行う水道メーターの位置変更工事(以下「工事」という。)について、必要な事項を定めることを目的とする。

(工事の対象)

第2条 工事の対象は、次の各号に掲げる場所に設置された水道メーターで豊中市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が点検に支障があると認められたものとする。

- (1) 移動が困難な障害物等の下
- (2) 常に施錠されている場所
- (3) 検針及び取替え作業が困難又は危険な場所

(工事の同意)

第3条 工事については、給水装置の使用者又は所有者から工事同意書(様式第1号)の提出を受けてから行うものとする。

(工事の方法及び施工範囲)

第4条 工事の施工の方法及び範囲は管理者が定める。

- 2 工事跡の復旧は、原則としてアスファルト又はモルタル復旧とする。
- 3 工事に伴う材料は原則として、既設の材料で行うものとする。ただし、管理者が認めた場合はこの限りでない。

(費用)

第5条 工事に要した費用は上下水道局が負担する。ただし、使用者又は所有者の都合により要した費用についてはこの限りでない。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。